

「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」への意見一覧  
(第3の柱)

番号	条文	意見の概要	回答
1	第三の柱 (全般)	各金融機関又は各業態の実態を踏まえた上で開示項目を検討してほしい。また、今後、具体的な開示内容を決定するに当たっても同様の旨希望する。	今回の自己資本比率規制の改正は、バーゼル銀行監督委員会のバーゼルⅡを踏まえたものであり、第3の柱における開示事項は、いずれも金融機関のリスク管理態勢や自己資本比率計算の前提となる要素を示し、市場規律を確保するための重要な事項です。したがって、既にお示ししたとおり、開示頻度については、銀行と協同組織金融機関との間に差異を設ける予定ですが、開示項目については、各金融機関又は各業態で差をつけるべきものとは考えておりません。
2	第三の柱 (全般)	金融機関に対し、内部格付の概要の開示を促進させて欲しい。	内部格付制度の概要については、営業年度ごとの開示事項4(3)②において開示を行うこととなっています。
3	第三の柱 (全般)	①開示事項の更なる簡素化が必要ではないか。 ②監督指針案の早期開示とパブリック・コメントによる市場との対話を要望する。 ③開示実施のタイミングについては現実的な対応をお願いしたい。 ④ポートフォリオに関する情報開示は、かえって市場の混乱を惹起する可能性もあるので慎重な対応が必要。	①第3の柱における開示事項は、いずれも金融機関のリスク管理態勢や自己資本比率計算の前提となる要素を示すものであり、市場規律を確保するための重要な事項です。したがって、これ以上の簡素化は考えておりません。 ②御希望に沿えるように検討しております。 ③第3の柱の開示事項案は、既にお示ししているところであり、また、開示事項の詳細は監督指針等で規定する予定ですが、その内容は、バーゼルⅡでは言及されているものの、開示事項案では触れられなかった部分が主になるものと考えられますので、基本的には第1の柱に係る規制の実施時に合わせて第3の柱の情報開示も実施する予定です。 ④ポートフォリオに関する情報開示は、自己資本比率計算の根拠を示すものであり、市場規律を確保するために必要なものです。したがって、これらの事項についても適切に開示を行っていただく必要があります。
4	第三の柱 (全般)	開示項目については、現行どおりで十分ではないか。	バーゼルⅡにおいては金融機関の情報開示による市場規律の確保が重要視されており、特に内部格付手法等の先進的な手法を採用する金融機関の自己資本比率計算のプロセスに係る情報開示は第1の柱の適切な実施に必要不可欠なものです。したがって、バーゼルⅡ規制の実施に当たっては、現行の開示事項では不十分なものと考えます。

5	営業年度毎の開示事項1(5)	①年度開示事項1(5)について、告示素案第8条、第29条第1項第1号(持株会社告示も同様)は他の金融機関の資本調達手段保有を指しており、表1でのグループ内のエンティティに関する事項とは別次元の事柄であり、開示するにふさわしくない。 ②別に開示が必要であれば個別取引先金融機関の個社名の記載は不要とし、総額程度の開示に留めるべきである。	①御指摘を踏まえ、各条各項1号部分は削除致しました。 ②エンティティについての説明として会社数、主要会社名及び主要業種程度の内容は必要なものと考えます。
6	営業年度毎の開示事項1(6)	年度開示事項1(6)の趣旨は、連結範囲内で資本控除がされていない法人を指すのか、持合等で出資している全ての法人を指すのか。	本開示事項は、子会社であって、連結対象に含まれず、かつ、資本控除の対象にもならない会社についての開示事項を定めるものですので、その趣旨が明確になるように修正致しました。
7	半期毎の開示事項1(1)	半期開示1(1)の対象となる子会社は非連結金融子法人等を指すものと解釈されるが、開示事項案では金融関連法人等を含むことになるので見直しを欲しい。	御指摘を踏まえ、金融関連法人等は開示対象から除外致しました。
8	半期毎の開示事項2	協同組織金融機関が半期における自己資本比率を計算する際、基本的項目に係る会員(資本)勘定のうち当期純利益における流出予定額の取り扱いについて明示いただきたい。	中間決算を行わないのであれば、半期開示における流出予定額はないこととなります。
9	半期毎の開示事項4	地域別等区分毎の開示項目については、協同組織金融機関において過度の負担とならないよう配慮を欲しい。	地域区分については、監督指針等で「少なくとも国内、海外別」と定める予定であり、この程度の区分であれば過度の負担にはならないものと考えます。
10	半期毎の開示事項4(1)	「信用リスクに関するエクスポージャー」の「期中平均残高」については、その算出方法について銀行毎の状況に応じた簡易な手法を許容を欲しい。	合理的な根拠を有するのであれば簡易な手法の使用を妨げるものではありませんが、透明性の観点から手法の概要については情報開示で明らかにすべきと考えます。(バーゼルⅡ第3の柱脚注135参照)
11	半期毎の開示事項4(3)(4)	「延滞エクスポージャー又はデフォルトエクスポージャーの期末残高」及び「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定」の区分けのうち、「地域別」はバーゼルⅡで「入手可能であれば」とされているので、必須の開示項目としないを欲しい。	地域区分については、監督指針等で「少なくとも国内、海外別」と定める予定であり、この程度の区分であれば過度の負担にはならないものと考えます。
12	半期毎の開示事項4(3)(4)	地域金融機関の延滞エクスポージャーや引当金について地域別や業種別に開示することは債務者が特定されやすいので望ましくない。	地域区分については、監督指針等で「少なくとも国内、海外別」と定める予定であり、この程度の区分であれば債務者が特定される恐れはないものと考えます。なお、仮に特定される可能性があるのであれば、業種区分の設定を工夫する等の方法により対応すればよいものと考えます。

13	半期毎の開示事項 4(8)	平均PD、LGD、EADの開示については、外部開示情報になじまない面があり、他業種との競争の観点からも、過度に詳細にならないように銀行の自主性に委ねて欲しい。	平均PD、LGD、EADは、金融機関の自己資本比率計算の前提となる要素を示すものであり、市場規律を確保するための重要な事項です。したがって、これらの事項についても適切に開示を行っていただく必要があります。
14	半期毎の開示事項 4(9)(10)	内部格付手法を適用する各資産区分毎の「損失の実績値及び過去の実績値との対比並びに要因分析」、「長期にわたる損益実績値と損失推計値の対比」については、内部専門部署で扱う分析に基づく情報であり、外部開示情報になじまないため、開示項目としないいただきたい。	今回の自己資本比率規制の改正は、バーゼル銀行監督委員会のバーゼルⅡを踏まえたものであり、御指摘の開示事項は、金融機関の自己資本比率計算の適切性を示し、市場規律を確保するための重要な事項です。したがって、これらの事項については適切に開示を行っていただく必要があります。
15	半期毎の開示事項 6(6)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、告示素案第259条と合わせた記載として欲しい。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
16	半期毎の開示事項 6(8)	「保有する証券化エクスポージャーの当期売却損益額及び主な原資産種類別内訳」のうち、「当期売却損益額」については、開示項目としては詳細過ぎる上、バーゼルⅡとも整合性が取れていないので、開示項目としない欲しい。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
17	半期毎の開示事項 7(2)	マーケット・リスクの内部モデル方式を使用した場合の開示事項のうち、「重要な損益の実績値がバリュアット・リスクを上回った場合の説明」は、統計的にVaRを上回る損益は発生するのである以上意味のない説明になるので、開示項目から削除して欲しい。	本開示事項は、VaRからの大幅な逸脱があった場合の説明を求めるものであり、統計的に通常予想される逸脱についてまで個々に説明を求めるものではありません。その旨を明らかにするため修正致しました。
18	半期毎の開示事項 8(1)	銀行勘定における株式等エクスポージャーについての「上場」及び「非上場」の範囲については、店頭銘柄の分類をも鑑み、「上場」については「時価有り」、「非上場」については「時価無し」とすることを明示して欲しい。	見直し後規制案第1条第22号において上場株式の定義として店頭銘柄を含めており、ここでいう「上場」にも店頭銘柄は含まれます。
19	半期毎の開示事項 8(4)	半期開示事項8(4)における、貸借対照表上で認識されない含み損益とは、具体的にどのようなものを意図しているか、明確にして欲しい。	時価のある子会社株式及び関連会社株式等で、貸借対照表上では取得価額で評価されているが、時価と比較した場合含み損益が発生しているケースを想定しています。なお、概念が不明確であれば、監督指針等で明確化することも検討します。
20	営業年度毎の開示項目 10 半期毎の開示項目 9	信用組合の開示に当っては、年度開示項目の「銀行勘定の金利リスク算定手法の概要」および半期開示項目の「金利リスクを測定する際に用いた金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」のいずれも削除していただきたい。	信用組合等の小さな金融機関であっても、銀行勘定の金利リスクの管理は重要であり、リスク算定手法の概要や金利ショックに対する損益を開示事項から削除することは考えておりません。

21	半期毎の開示事項9	開示する金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額は、経営判断に使用するものに限定して欲しい。	本開示事項の趣旨は、御指摘のとおり、経営判断に使用されたショックによる損益等の開示を意図したものです。文意が明確になるように修正致しました。
22	半期毎の開示事項9	金利ショックによる損益又は経済的価値の増減額は、算出手法が銀行によって区々であり、比較できないことから、投資家等の判断を誤らせる可能性があるため、開示すべきでない。	金利ショックによる損益又は経済的価値の増減額は、金融機関の銀行勘定の金利リスクの状況を示すものであり、市場規律を確保するための重要な事項です。また、年度開示事項10(2)において銀行勘定における金利リスクの算定手法の開示を行うこととなりますので、投資家の判断を誤らせることはないと考えます。したがって、これらの事項についても適切に開示を行っていただく必要があります。